

鹿児島産業保健総合支援センターでは、四半期に1回、毎月初めに配信しているメールレターの内容などを中心に取りまとめて、本紙により配信しています。

「治療と仕事の両立支援相談窓口」を新たに開設しました

当センターでは、「公益社団法人鹿児島共済会」と令和6年5月15日に治療と仕事の両立支援事業実施に係る協定を締結し、同日より南風病院に「両立支援相談窓口」を開設しています。

開設の日時は、次のとおりとなっています。

【南風病院】

日時：毎月 第3水曜日 10:00~12:00(ただし、祝日は除く)

場所：南風病院 医療福祉相談室(☎ 099-226-9111 代表)

※ 事前予約制となります。

※ 予約は、平日が8時30分から17時30分まで、土曜日が8時30分から12時30分まで受け付けています。



事業者や人事労務担当者、疾病を抱える労働者が、病気の治療と仕事を両立するために生じる様々な問題や悩みについて、解決方法を考えてみませんか？
鹿児島産業保健総合支援センターのメンタルヘルス対策・両立支援促進員(社会保険労務士、産業カウンセラー等の専門スタッフ)が無料で相談・支援に応じます！

「メンタルヘルス対策支援」に取り組んでいますか

令和5年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2023」では、メンタルヘルス対策の強化等の働き方改革を一層進めることが掲げられています。

事業場でのメンタルヘルス対策(事業場内の体制整備や4つのケア)を総合的・効果的に推進することにより、以下の予防に繋がっています。

1次予防【メンタルヘルス不調の未然防止】



2次予防【メンタルヘルス不調の早期発見と適切な対応】



3次予防【職場復帰支援】

メンタルヘルス対策は、厚生労働大臣が定めた「労働者の心の健康の保持増進のための指針」による取組みとなります。当センターでは同指針の支援を実施していますので、事業場の皆様、是非、ご利用ください。

鹿児島産業保健総合支援センターが主催するセミナーのご案内（事業場向け）

メンタルヘルス対策セミナー

メンタル不調者への対応

～復職支援の現場から～

日時：令和6年8月23日（金）14時～16時10分

会場：Li-ka1920 5階 貸会議室B（鹿児島市中央町19-40）

内容：第1部「知っておきたい職場復帰支援のポイント」
講師：鹿児島産業保健総合支援センター
メンタルヘルス対策・両立支援促進員（社会保険労務士）

第2部「当社の健康増進取り組み事例紹介
～社員が健康で生き生きと働くためにできること～」
講師：株式会社富士通鹿児島インフォネット 事業推進部長

その他「働く人と職場における勤務間インターバル制度の価値」
（予定）厚生労働省 令和6年度 勤務間インターバル制度研修講師派遣事業

対象者：事業者、人事労務担当者など
定員：30名（定員に達し次第締切）



どちらも申込期限は、
令和6年8月20日(火)です

どちらもお申込みはこちら

<https://ssl.formman.com/t/qLRH/>



衛生委員会の活性化を一緒に考えてみませんか！

労働者数が50名以上の事業場の担当者皆さん

日時：令和6年8月26日（月）14時～16時

会場：Li-ka1920 5階 貸会議室B（鹿児島市中央町19-40）

内容：第1部「衛生委員会に関する労働安全衛生関係法令」
講師：鹿児島産業保健総合支援センター 副所長

第2部「産業医から見た衛生委員会の活性化のヒント！」
講師：富宿 明子先生（鹿児島産業保健総合支援センター 産業保健相談員）

その他「働く人と職場における勤務間インターバル制度の価値」
（予定）厚生労働省 令和6年度 勤務間インターバル制度研修講師派遣事業

対象者：事業者、衛生管理者、衛生推進者等の産業保健スタッフ
定員：30名（定員に達し次第締切）

『団体経由産業保健活動推進助成金』のご案内(独立行政法人労働者健康安全機構)

団体経由産業保健活動推進助成金は、事業主団体等を通じて、中小企業等の産業保健活動の支援を行う助成金です。事業主団体等が傘下の中小企業等に対して、医師等による健康診断結果の意見聴取やストレスチェック後の職場環境改善支援等の産業保健サービスを提供する費用・事務の一部を委託する費用の総額の90%(上限500万円(一定の要件を満たした団体(構成事業主が50以上であること等)は1,000万円))を助成します。

- ※1団体につき年度ごとに1回限りです。
- ※原則、先着順で受付します。
- ※実施計画提出の期日前であっても、予算の上限に達する等の場合は、受付を停止します。

【助成金に関するお問い合わせは、労働者健康安全機構でお受けしております】

中小企業等の職場づくりの支援を行う事業主団体等の皆さまへ

団体経由産業保健活動推進助成金のご案内

貴団体の産業保健活動推進の促進は、事業主団体等を通じて、中小企業等の産業保健活動の支援を行う助成金です。

労働者健康安全機構が傘下の中小企業等に対して、医師等による健康診断結果の意見聴取やストレスチェック後の職場環境改善支援等の産業保健サービスを提供する費用・事務の一部を委託する費用の90%(上限500万円(一定の要件を満たした団体)は1,000万円)を助成します。

対象となる団体等

次のいずれかに該当すること

事業主団体等
事業主団体又は共同事業主として、中小企業事業主の総数割合が構成事業主等全体の2から1を超えていること等、一定の要件を満たす団体等

労務管理の機能付与団体
労働者健康診断法(昭和27年法律第50号)第3条第3号に掲げるものの団体または当該事業主が関与する他の団体等として、一定の要件を満たす団体

助成金の仕組み

サービスの流れ

助成金の流れ

1. 申請受付
2. 申請書受理
3. 申請書審査
4. 助成金決定
5. 助成金支払

労働者健康安全機構

© 労働者健康安全機構 勤労者医療・産業保健部 産業保健業務指導課

電話番号：全国統一ナビダイヤル **0570-783046**

※業務の公正かつ適正な執行のため、通話録音装置を設置しました。

受付時間：平日 9時～12時
13時～18時
(土曜、日曜、祝日、12月29日～1月3日休み)

住所：〒211-0021 神奈川県川崎市中原区木月住吉町1番1号 事務管理棟

産業保健相談員からのメッセージ

●身近なものから始める自律的な化学物質管理

産業保健相談員 中甫木 直樹
(なかほぎ労働衛生コンサルタント事務所)
(担当分野:労働衛生工学)

令和4年の化学物質管理に関する法令改正が、令和6年4月1日より施行され、新たな化学物質管理がスタートしました。この4月より GHS の健康障害性クラス10種類のうち、急性毒性、生殖細胞変異原性、発がん性、生殖毒性のいずれかにおいて区分1のものが、化学物質管理における規制対象となり、234物質が追加されました。これにより、リスクアセスメント、SDS、ラベル表示が義務となるため、これまで化学物質についてのリスクアセスメントを実施していなかった事業所でも、今回の法令改正により、リスクアセスメントが必要になっている可能性があります。

職場でお使いの身近なもので、ラベルが表示されているものはないでしょうか？洗剤、漂白剤、消毒剤などで見つかるかと思います。ラベル表示のうち、シンボルがドクロのもの、及び、健康有害性のもののうち、生殖細胞変異原性、発がん性、生殖毒性について GHS 区分1のものが、今回リスクアセスメント対象物質となっています。

これまでも、接客娯楽業(飲食店等)、清掃業等において、厨房等の清掃に用いる洗剤が眼に入ったり、皮膚にかかることによる眼の障害、薬傷(化学やけど)が起きた事例や、保健衛生業(社会福祉施設等)、清掃業、畜産水産業等において、消毒剤が眼に入る、皮膚にかかる、他の薬液と混ぜてガスが発生する等による眼の障害、薬傷(化学やけど)、中毒が起きた事例が報告されています。

まずは、事業所において、洗剤や、消毒剤など普段取り扱う身近なものから、化学物質管理における規制対象物質でないか確認をお願いいたします。規制対象物質であった場合はすみやかにリスクアセスメントとばく露防止の措置をお願いいたします。また、令和6年4月現在は規制対象でない物質でも、GHS 区分における健康有害性クラスで有害性があると認められている物質(シンボルがドクロ、健康有害性、腐食性、感嘆符のラベルがあるもの)は、将来規制対象となりますので、早めの対策をお願いいたします。

[2024(令和6)年4月4日付け メールレター 253号掲載]

●ゲートキーパー

産業保健相談員 山喜 高秀
(担当分野:カウンセリング)

「ゲートキーパー」とは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のことです。自殺対策では、悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して「孤独・孤立」を防ぎ、支援することが重要です。「自殺総合対策大綱(平成19年6月8日閣議決定)」においては、当面の重点施策の一つとしてゲートキーパーの養成を掲げ、かかりつけの医師、教職員、民生委員、児童委員など関連するあらゆる分野の人材にゲートキーパーとなるよう研修等を行うことが規定されています。また、我が国のみならず海外でも、自殺対策の分野でも広く使用されている用語、概念であって、WHO(世界保健機関)を始め、多くの国々で使用され、その養成プログラムが実施されています。(厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/>)

その背景には、我が国における自殺者の多さがあります。警察庁の自殺統計に基づく厚生労働省のまとめによると、2022年の自殺者数が2万1584人となり、21年の確定値と比べ577人増え、2年ぶりの増加となりました。特に注意すべきは、子どもたちの数(小学生15人、中学生118人、高校生308人)です。

この事実は何を意味しているのでしょうか？新生児は、生き死にをかけてオギャーと啼泣し救いを求め、そのたびに乳やミルクを与えてもらうことを通して、人に助けを自ずから求める力(心理学ではこれを基本的信頼感と呼ぶ)を育んでいきます。今の世の中は、子どもたちが先々ゲートに行くことなく生きていけるようにその求める力をさらに育てているのか、また求めてきた時にしっかり受け止める人や場所があるのかという深い問いを突き付けられている時代といえるかもしれません。

【2024(令和6)年5月9日付け メールレター 254号掲載】

●発達障害は何歳頃からはっきりしてくるのか？

産業保健相談員 野添 新一
(担当分野:メンタルヘルス)

A君の母親は定職もあり健康であったが、父親は定職なく長年体調不良が持続していたが、最近魚釣りやパチンコに通うようになっていた。A君は幼少時より睡眠障害などを訴えていたが小、中、高校、大学などの長期欠席もなく対人関係に大きな問題はなかった。ただし幼少時より一人兄弟であったため、他者との付き合いは少なく、発達障害が問題となっていた。また算数など科目別の善し悪しははっきりしなかった。

令和2年9月某大学心理室より、学校不適合、うつ状態、SDS68点、IQ71との連絡があり当科で経過を診ることにした。大学卒業後、就職していなかったが、就職担当者との話し合いで夜間働く事を了承した。はじめ抗うつ剤、催眠剤、抗不安薬などを投与し、2か月後より、精神賦活剤ストラテラ剤 40mg1錠を併用、6か月後より2錠へと増量した。睡眠障害などはあったが、2週間に1回の受診で催眠剤服用等について説明を加えた。当院での通院で3年が経過、外来通院はほとんど休みなく、仕事への適応も良く、この間、多動性、不注意、衝動性などなく、発達障害に特徴的なサインはなかった。服薬約3年経過した来月から、朝10時から午後4時までの仕事に変更できるかどうかしばらく経過を見たいとの訴えあり。精神賦活剤の併用が、幼少時からの発達アンバランスか、発達障害のどちらに効果があったのか明確にできていない。昼間の労働状態が良好であればストラテラ剤の効用があったものと考えたい。

【2024(令和6)年6月7日付け メールレター 255号掲載】

産業保健に関するご質問・ご相談を受け付けています！



鹿児島
さんぽセンター
ホームページ



独立行政法人労働者健康安全機構 鹿児島産業保健総合支援センター
〒890-0052 鹿児島市上之園町 25-1 中央ビル4階 TEL099-252-8002 FAX099-252-8003